

令和5年度さんねつと事業計画

地域生活支援センターさんねつと

1. 基本方針

地域生活支援センターさんねつとは、利用者ニーズに立脚したサービス等利用計画の作成及び柏原市からの委託相談支援事業所として、障がい児者が安定した福祉サービスを利用して地域の中で充実した生活が送れるよう支援をおこなう。

また、相談支援事業所の機能を活かしながら、法人内各事業所との連携を図る。

2. 事業内容

(1) 柏原市障害者相談支援センター運営事業

市内に在住する障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び障害福祉サービスの利用支援等をおこなうとともに、権利擁護のための必要な援助をおこなう。

(2) 特定相談支援事業

障がい者に対し、障害福祉サービス利用に係る相談、利用計画等の作成をおこなう。

(3) 障害児相談支援事業

障がい児に対し、障害児通所支援に係る相談、利用計画等の作成をおこなう。

(4) 一般相談支援事業

入所又は入院中の障がい者に対し、地域移行、地域定着の支援をおこなう。

(5) その他

障がい者に対する余暇支援（じゃむの会）をおこなう。

3. 重点項目

(1) 相談支援事業の標準化と事業の安定運営

昨年度同様、障がい者（児）支援における相談支援の標準的な在り方（標準化）を確定するとともに、相談支援事業所の位置づけを明確にする。

(2) 法人内連携の強化

「高井田苑」、「ホームにじ」との連携の継続及び障がい者を有すると思われる「武田塾」児童の卒業後の支援に向けた検討、協力をおこなう。

(3) 相談支援専門員の支援技術の向上

各種研修を通して、相談支援専門員の支援技術の向上を図る。

(4) 人権擁護意識の啓発と虐待防止等の研修

「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」及びその他の人権擁護等のマニュアルに準拠した啓発と研修の実施。

令和5年度事業一覧

<さんねっと>

事業名	事業内容
柏原市障害者相談支援センター運営事業	市内在住の障害児者に対して、福祉サービスの利用、社会資源の活用、専門機関の紹介等の相談支援を行う。
特定相談支援事業（計画相談）	障害福祉サービス等の利用についてのサービス等利用計画案の作成等を行い、申請についての支援等を行う。
指定障害児相談支援事業（障がい児計画相談）	障害児に対してサービス計画案の作成等の支援を行う。
一般相談支援事業（地域移行、地域定着）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 精神病院入院中又は施設入所中の障害者が、地域での生活に向け、住居探しや地域での生活に必要な支援を行う。 ・地域定着支援 居宅において単身等で生活する障害者に常時の連絡体制を確保し、生活が安定・定着するまでに必要な支援を行う。
社会参加の促進、余暇活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・じゃむの会（3ヵ月1回） 当事者が主体となり、屋外での余暇活動を中心とした事業 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、休止する場合あり